（別紙様式2）

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都　道　府　県　名：　奈良県
農　業　委　員　会　名：　奈良市農業委員会

Ⅰ　農業委員会の状況（令和2年3月31日現在）

1　農業の概要

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	2,011.00	689.00				2,700.00
経営耕地面積	1,304.06	580.17	123.85	456.32		1,884.23
遊休農地面積	34.07	2.79				36.86
農地台帳面積	2,712.23	1151.83				3,864.06

※1　耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3　遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,216
自給的農家数	1,418
販売農家数	1,798
主業農家数	194
準主業農家数	332
副業的農家数	1,272

※　農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2,724
女性	1,359
40代以下	333

	経営数(経営)
認定農業者	125
基本構想水準到達者	8
認定新規就農者	8
農業参入法人	9
集落営農経営	5
特定農業団体	0
集落営農組織	5

※農業委員会調べ

2　農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日　R　2　年　7　月　19　日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	17
認定農業者	―	3
認定農業者に準ずる者	―	2
女性	―	3
40代以下	―	0
中立委員	―	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	18	18	5

Ⅱ　担い手への農地の利用集積・集約化

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2700．00ha	643．28ha	23.83%
課　　題	農業者の減少や担い手農家の高齢化により、農地の利用集積は限界となっている。近年は、契約更新が大半を占めているため、新規の利用集積を図るための支援策が必要。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2　これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手（認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者）へ利用集積されている農地の総面積を記入

2　令和2年度の目標及び実績

集積目標　①	集積実績　②	（うち、新規実績）	達成状況（②／①×100）
644．28ha	713．53ha	0．39ha	110.74%

※1　集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入
※2　集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
※3　新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積（非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地）をどの程度増加させたかを記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定促進事業の啓発をするとともに「なら農業委員会だより」や「ホームページ」を活用し周知を図る。また、関係機関と連携し、利用権設定に係る関係補助制度のPRに努める。
活動実績	市農政課と協力し、これまで年2回だった利用権設定の新規受付を随時受付へ変更することで集積の促進を図った。特に7月から12月にかけては、新型コロナウイルス感染症対策として国が行った事業（高収益作物次期作支援交付金）に関連し利用権設定の申請が増加したため、奈良県及び市農政課と連携し利用権設定を行った。 また、市農政課やなら担い手・農地サポートセンターと連携し事業の啓発を行った。

※　活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	集積目標を達成することができた。
活動に対する評価	市農政課や、なら担い手農地サポートセンターと連携を図り、更なる事業活用ができるよう努めていく必要がある。

Ⅲ　新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1　現状及び課題

新規参入の状況	H29年度新規参入者数	H30年度新規参入者数	R1年度新規参入者数
	0　経営体	4　経営体	2　経営体
	H29年度新規参入者が取得した農地面積	H30年度新規参入者が取得した農地面積	R1年度新規参入者が取得した農地面積
	0　ha	2．93ha	0．81ha
課　　題			

※1　新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。
※2　新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2　令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況（②／①×100）
2　経営体	1　経営体	50.0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況（④／③×100）
2　ha	0．39ha	19.5%

※1　参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入
※2　参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入
※3　参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3　目標の達成に向けた活動

活動計画	新規就農についての問い合わせを受けた際に研修先及び農地の借受、営農計画の策定・実現に向けた関係団体との調整や窓口の紹介を行い就農後定着できるように支援する。
活動実績	就農支援及び相談対応を関係団体と共に行った。 1月29日、青年就農計画の認定審査会（1名） 審査会にはかるにあたり、関係団体にて就農計画の作成等を支援した。

※　活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	参入経営体数及び面積について、経営計画に該当する者が少なく達成できなかった。
活動に対する評価	妥当であったと評価できる。

Ⅳ　遊休農地に関する措置に関する評価

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積（A）	遊休農地面積（B）	割合（B／A×100）
	2736．86ha	36．86ha	1.35%
課　　題	中山間地域のほ場は、傾斜地・小規模・日陰など条件が悪いうえ、有害獣の被害が多く発生し、農業経営が困難な地域である。こうした地域で農地を維持管理又は耕作することは難しい。		

※1　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2　遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2　令和２年の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況（②／①×100）
1　ha	25．1ha	251.00%

※1　解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入
※2　解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3　２の目標の達成に向けた活動

	措置の内容	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
活動計画	農地の利用状況調査	50人	9月～11月	12月～3月
		調査方法	9月～11月に農業委員会委員及び事務局職員で、一斉調査を行う。	
	農地の利用意向調査	調査実施時期：10月～11月		
	その他の活動	苦情などに対する耕作指導		
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数（実数）	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		41　人	10月～12月	12月～3月
	農地の利用意向調査	調査実施時期　11月～1月	調査結果取りまとめ時期	1月～3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数：　122　筆	調査数：　0　筆	調査数：　—　筆
		調査面積：5．48　ha	調査面積：　0　ha	調査面積：　—　ha
	その他の活動	29筆　1．57ha　19名　へ草刈り、耕作指導を行った。		

4　目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	地元農業委員会委員の指導等により一部の遊休農地が解消され、目標数値を大きく上回った。 今後も、遊休農地の所有者へ適切な指導が求められる。
活動に対する評価	農地利用状況調査を実施することで、農業者等へ遊休農地の解消及び無断転用の防止する意識を向上することができた。しかし、耕作放棄地の多くを占める中山間地域のほ場は、傾斜地・小規模・日陰など条件が悪いうえ、有害獣の被害が多く発生し、農業経営が困難な地域であり、十分な支援策もない中で耕作指導することは難しい。

Ⅴ　違反転用への適正な対応

1　現状及び課題

現　　状 （令和2年3月現在）	管内の農地面積（A）	違反転用面積（B）
	2700．00ha	0　ha
課　　題	苦情や通報による違反転用については、地元農業委員と関係者が協議し早期に解決することが重要である。	

※　管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※　違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2　令和2年度実績

実　　績①	増減（B-①）
0　ha	0　ha

※　実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3　活動計画・実績及び評価

活動計画	毎月（第2週）実施している市現地調査や農地利用状況調査と併せて、近隣農地のパトロールを行う。また、年2回発行する「なら農業委員会だより」並びに「ホームページ」に違反転用の発生防止、違反罰則等の記事を掲載し周知を図る。
活動実績	農地利用状況調査の実施、定期的な農地パトロールの実施（農業委員・推進委員）、「なら農業委員会だより」並びに「ホームページ」等において啓発活動の取り組みを図った。
活動に対する評価	定期的な農地パトロールの実施や様々な媒体での周知により、違反転用の未然防止に努めた。

※　活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

Ⅵ　農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1　農地法第3条に基づく許可事務

（1年間の処理件数:　85　件、うち許可　85　件及び不許可　0　件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">農地の権利取得者に関する事項については、現地写真・営農計画等の添付を義務付け審査している。また、必要に応じて申請者に対する聞き取りを実施し営農状況を確認している。なお、農地の現状については、担当地域の農業委員が現地調査を行っている。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">関係法令・審査基準に基づき、議案ごとに審議している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">関連議案が複数になる案件は、位置図を配布し説明する。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">申請者への審議結果の通知</td><td rowspan="2">実施状況</td><td colspan="2">申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数</td><td colspan="2">85　件</td></tr>
<tr><td colspan="2">不許可処分の理由の詳細を説明した件数</td><td colspan="2">0　件</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">農業委員会総会で農業委員から指摘された留意事項は、申請者へ伝える。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録に記載の上、公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　20　日</td><td>処理期間（平均）</td><td>20　日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">事務処理期間を周知する。</td></tr>
</table>

2　農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

（1年間の処理件数:　61　件）

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="4">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="2">事実関係の確認</td><td>実施状況</td><td colspan="4">農地転用に関する事項については、事業計画等の添付を義務付けると共に、申請者に対する聞き取りを実施し転用目的や近隣農地への被害防除策を確認している。また、農地の現状については、担当地域の農業委員会委員が現地確認を行い、その後、複数の農業委員と事務局職員による書類審査及び現地調査等を実施している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">総会等での審議</td><td>実施状況</td><td colspan="4">許可基準に基づき、転用事業内容、立地状況等について総合的に判断している。また、現地の状況は現地調査をした農業委員が総会で説明している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">審議結果等の公表</td><td>実施状況</td><td colspan="4">議事録に記載の上、公表している。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td rowspan="2">処理期間</td><td>実施状況</td><td>標準処理期間</td><td>申請書受理から　40　日</td><td>処理期間（平均）</td><td>40　日</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="4">事務処理期間を周知する。</td></tr>
</table>

３　農地所有適格法人からの報告への対応

<table>
<tr><th>点検項目</th><th colspan="3">実施状況</th></tr>
<tr><td rowspan="7">農地所有適格法人からの報告について</td><td colspan="2">管内の農地所有適格法人数</td><td>９　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書提出農地所有適格法人数</td><td>３　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数</td><td>６　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数</td><td>０　法人</td></tr>
<tr><td colspan="2">うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人</td><td>６　法人</td></tr>
<tr><td>提出しなかった理由</td><td colspan="2">報告事項の精査に期間を要するため</td></tr>
<tr><td>対応方針</td><td colspan="2">引き続き督促を行う</td></tr>
<tr><td rowspan="2">農地所有適格法人の状況について</td><td colspan="2">農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数</td><td>０　法人</td></tr>
<tr><td>対応状況</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

４　情報の提供等

<table>
<tr><th colspan="2">点検項目</th><th colspan="2">具体的な内容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">賃借料情報の調査・提供</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象賃貸借件数　387　件</td><td>公表時期
令和　３ 年 ４ 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:ホームページで公表するとともに、広報誌に掲載。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="3">農地の権利移動等の状況把握</td><td rowspan="2">実施状況</td><td>調査対象権利移動等件数　34　件</td><td>取りまとめ時期
令和 ３ 年 ４ 月</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報の提供方法:農業委員会の概要を作成し公表する。</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">―</td></tr>
<tr><td rowspan="4">農地台帳の整備</td><td rowspan="3">実施状況</td><td colspan="2">整備対象農地面積　3864．06　ha</td></tr>
<tr><td colspan="2">データ更新:住民基本台帳との突合は毎月1回。固定資産情報との突合は年1回。税務通知、農地の利用状況調査結果、相続等の届出、農地法の許可、農用地利用集積計画に基づく利用権設定等、その他補足調査を踏まえ、常時更新。</td></tr>
<tr><td colspan="2">公表:農地法第52条の3に基づき公表を実施している</td></tr>
<tr><td>是正措置</td><td colspan="2">―</td></tr>
</table>

※その他の事務
　上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ　地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 〈対処内容〉

※　Ⅱ～Ⅵの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ　事務の実施状況の公表等

1　総会等の議事録の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している

事務局に備え付け

2　農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数　　1　　件

提出先及び提出した意見の概要	提出先　奈良市長 概　要　1. 新規就農者等への支援 2. スマート農業の促進 3. 遊休農地発生防止・解消対策 4. 農作物に被害を及ぼす鳥獣対策 ①有害鳥獣許可期間の拡大 ②新しい防除対策 5. その他

3　活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している　　その他の方法で公表している